

発掘現場か②

（門前上屋敷遺跡の調査速報）

今月は現在名和調査事務所で発掘調査を行っている遺跡のうち、門前上屋敷遺跡について紹介します。

門前上屋敷遺跡は名和川西岸のやや小高い段丘上にあります。この遺跡は昨年にも調査が行われており、縄文時代から近世までの遺構・遺物が見つかっています。なかでも弥生時代中期（約1200年前）と鎌倉時代（約800年前）の遺構・遺物が多く見つかっており、弥生時代中期には集落が営まれ、鎌倉時代には有力者の屋敷があつたことがわきました。

さて、今年の調査では、昨年と同様に弥生時代中期の集落跡や鎌倉時代ごろの中世の遺構が見つかっています。弥生時代中期の遺構には、2軒の竪穴住居があります。この竪穴住居のうちの1軒からは当時のアクリセサリーアルガラス玉が出土しました。また、もう1軒からは、住居の床面より一段高くなっている「ベッド状遺構」と呼ばれるものが見つかりました。「ベッド状遺構」とは寝台や収納場所、祭壇の可能性が考えられるものです。このような構造をもつた住居は昨年度の調査では確認されておらず、この遺跡の中において珍しいタイプの住居であったといえるでしょう。

つづいて中世の遺構ですが、溝が2条見つかっています。これらの溝は、屋敷などを区画するためのものであつたと考えられます。残念ながら、溝によつて区画された範囲内に建物の跡を見つけることができませんでした。が、今後、この付近を調査した時には見つかるかも知れません。また、この溝からは漆塗りのお椀が見つかっています。このお椀は木の枝や草などと一緒に見つかっており、いらなくなつたり壊れたりしたために木の枝や草と一緒に捨てられた可能性が考えられま

す。
門前上屋敷遺跡は、今後も調査を続けていき予定です。また現地での説明会も行う予定ですので、その際にはおいで下さい。

鳥取県埋蔵文化財センター名和調査事務所
〒689-3205
西伯郡大山町西坪179-5ひかりヶ丘団地
電話 0859-54-2671
担当者 牧本 哲雄



弥生時代の竪穴住居の様子。向かって左側の床面よりも1段高くなっているところが“ベッド状遺構”です。



中世の溝の様子。建物などを区画していた溝と考えられます。



弥生時代の竪穴住居から出土した土器。口縁部の下に帯状に粘土が貼り付いているのが弥生時代中期後半（約2,000年前）の特徴です。

特別障害給付金制度

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、平成17年4月1日より特別障害給付金制度が創設されました。

◇対象者（特定障害者）◇

国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害状態にある方で次の(1)もしくは(2)に該当する方です。

(1)昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金保険等に加入していた方の配偶者

(2)平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生

◇支給額◇

1級：月額 5万円 / 2級：月額 4万円

○支給額は、毎年度自動物価スライドがあります。

○所得によって支給制限される場合があります。

○老齢基礎年金等を受けることができるときは、支給調整されます。

◇請求窓口◇

住所地の市町村役場で、請求を受付します。

◇ご注意◇

①特別障害給付金の支給は、請求書の受付月の翌月分から支給します。障害認定に必要な添付書類が全てそろわない場合であっても、まずは請求書を提出してください。

②障害認定期事務は、過去の状況を確認する必要があり、支給の決定まで数か月必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。（支給が決定すれば、請求書の受付月の翌月まで遡って支給となります）

詳しくは、役場担当課もしくは米子社会保険事務所へお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

本庁住民生活課：☎0859-54-5210

大山支所住民課：☎0859-53-3156

中山支所住民課：☎0858-58-6114

米子社会保険事務所：☎0859-34-6111